

EVENT

全国一斉投資被害110番

2024年2月20日～22日

2月20日から22日の3日間、先物取引被害全国研究会の呼びかけで、「全国一斉投資被害110番」として投資被害電話相談会を実施しました。阪神支部、神戸本部、姫路支部で1日ずつ担当し、合計11件の電話相談を受けました。姫路支部では面談相談も実施され、3件の申込がありました。SNSを通じた投資勧誘詐欺は急増しています。広報も工夫し、被害救済のきっかけとなるよう今後も継続していきたいと思います。



EVENT

遺言の日記念行事

2024年4月15日 兵庫県弁護士会館

4月15日午後1時～午後3時、弁護士会本館4階講堂にて、「遺言の日」記念行事が開催されました。桂福丸さんによる落語で場を暖めていただき、神戸地方裁判所の担当者から、近時制度化された「自筆証書遺言保管制度」についてご説明いただきました。その後、「遺言・相続」に関する無料相談会を実施いたしました。相談会は定員満席の盛況なものになりました。



EVENT

姫路支部市民法律講座

2024年3月9日、5月15日 姫路支部会館

姫路支部では市民の方に法律を身近に知っていただくべく、年に6回市民法律講座を実施しております。2024年3月9日には森岡由見子弁護士による講座「離婚について」を、また5月15日には新年度第1回として、野村優介弁護士による講座「高齢者を取り巻く財産問題その1～後見・遺言～」をそれぞれ開催しました。



EVENT

7月

姫路支部市民法律講座「高齢者を取り巻く財産問題その2～相続・遺産分割～」

2024年7月6日(土)、令和6年度市民法律講座「第2回 高齢者を取り巻く財産問題その2～相続・遺産分割～」と題して、相続手続きはどのように始まって終わるのかについて、具体的なエピソードも交えながら、1度聞けばわかるような身近な言葉で小幡久樹会員が解説します。相続のことを考えていただく良い機会だと思いますので、ぜひご参加ください。

NEWS

7月

中小企業に関する全国一斉法律相談会

2024年7月19日(金)午後1時～午後3時(予定)「中小企業に関する全国一斉法律相談会」を実施します。この相談会は、中小企業の事業者が日々直面するであろう、事業承継、再生支援、債権回収、労使関係、各種社内規定の策定、コンプライアンス体制の構築、知的財産等の法律問題に対して、問題解決にあたる弁護士等の専門家を活用する意義を実感していただきたいと思います。是非ご活用ください。

夏休みは 弁護士会へ!

7月20日(土)

リーガル女子

朝ドラ「虎に翼」でも注目の女性法律家ですが、7月20日(土)午後2時から4時まで、兵庫県弁護士会において、女子中高生を対象に、女性の裁判官・検察官・弁護士の話を聞き(第一部)、女性の裁判官・検察官・弁護士と語り合う(第二部)イベント【リーガル女子】を開催します。現役の女性法律家と話のできる貴重な経験になりますので、法律家に興味を持たれた女子中高生の方は是非ご参加ください!

8月10日(土)

楽しく憲法を学ぼう!

8月10日(土)午後は、兵庫県弁護士会館へ! ◆夏休み企画【楽しく憲法を学ぼう! 檻の中のライオンin兵庫県弁護士会】を開催します! ◆参加対象は小学校高学年～大人。託児もあるので、小さい弟妹がいても安心です ◆講師は、「檻の中のライオン」(かもがわ出版)の著者・椋大樹弁護士(広島弁護士会) ◆ちょっと難しい憲法のこと、強いライオンが檻の中から政治をする動物王国の物語で、よくわかりますよ!(憲法問題委員会)

8月21日(水)

夏休みジュニアロースクール

8月21日(水)、兵庫県弁護士会館にて、兵庫県内在住または在学の中学生を対象に、刑事裁判を体験してもらうイベントを行います。果たして被告人は有罪か、それとも無罪なのか? 議論し、答えを出すのは参加者の皆さんです。弁護士がサポートしますので、専門的な知識は必要ありません。お申込みについては追ってホームページ等にてお知らせする予定です。是非お気軽にお申込みください!

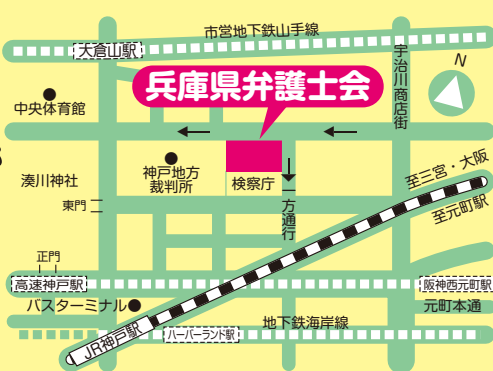
どの窓口かわからない場合でも、まずは、兵庫県弁護士会までお電話ください。

兵庫県弁護士会

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3

TEL:078-341-7061

兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001



一般社団法人兵庫県中小企業家同友会* 藤岡代表理事に聞く 弁護士もいち経営者の感覚を



一般社団法人
兵庫県中小企業家同友会
代表理事

藤岡 義己氏

(ふじおか よしみ)
1958(昭和33)年、兵庫県生まれ。
1991年4月、株式会社イーエスプランニング代表取締役
に就任。その後、1993年9月兵庫県中小企業家同友会に入会。
2012年4月から代表理事に就任。

※2024年4月24日に一般社団法人化

中小企業の経営者との接点も多い弁護士の業務。
2300以上の会員が集う兵庫県中小企業家同友会では、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「よい経営環境をつくろう」と自主・民主・連帯の精神でさまざまな活動を実践しています。
代表理事の藤岡義己氏に、同友会の活動や共に活動する同友会会員弁護士のこと、
弁護士会へのメッセージなどを伺いました。

▶まず、中小企業家同友会の成り立ちについて教えてください。

藤岡 業界団体や組合、経済団体には官制団体もありますが、私たちは、1957年に「天は自ら助くる者を助く」の精神で、自分たちの力で企業づくりや自主的な経済づくりに取り組もうと、東京でできた日本中小企業家同友会(現在の東京中小企業家同友会)が同友会の始まりです。兵庫同友会は、1970年に40名の経営者が呼びかけあって創立されました。中小企業の経営者がお互いの経営体験から真摯に学びあう、というのがスタートです。

▶様々な活動をなさっていますが、同友会としての存在意義はどういったものでしょうか?

藤岡 同友会には3つの理念があります。1つは企業づくりで、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「よい経営環境をつくろう」という3つの目的の実践です。この順番も大事で、まずは自主自立のよい会社をつくり、その中で経営者が磨かれていく、よい経営者が増えて経営環境が良くなっていく。2つ目は同

友会づくりで、会員運営は自主・民主・連帯の精神が基本です。例えば、勉強会も会員自らがテーマを決めて会員のなかから報告者を選んで企画します。このような経験から会社組織の運営を学ぶこともできます。3番目は地域づくりで、国民や地域と共に歩む中小企業です。いま、兵庫県中小企業家同友会の会員数は2300名を超え、社員数でいうと4万数千人です。社員の家族を含めたら十数万人が元気になるように、兵庫の地域づくりを担っています。このなかで、県下8つの信用金庫との連携では、お互いに地域の企業育成と経済活性化に取り組み、さらに4つの大学との連携では、中小企業の経営者が学生の教育にも関わっています。この3つの理念を実現するのが同友会の存在意義であり、その中で成長してきました。

事務局 中小企業家同友会その名の通り「企業家」という言葉を大切に考えています。単なる事業所の集まりではなく、志と使命を持った企業家の集まりである、ということです。

▶兵庫県中小企業家同友会の地域的な特色はありますか?



くらしの法律相談

新卒正社員に出る賞与が、派遣3年の私にはない？

Q 契約社員として現在の職場で働いて3年になります。最近、新卒の正社員が同じ職場に配属され、私と同じ仕事をするようになりました。彼には賞与が支給されるようですが、契約社員の私にはありません。これって不公平ではないですか？

A 政府は、働き方改革の一環として、パートタイマー、契約社員、派遣社員など非正規雇用の処遇改善を目的に、「同一労働同一賃金」を推し進めようとしています。この方針に基づき、パートタイム・有期雇用労働法や労働者派遣法が改正され、2020年4月1日に施行されました（中小企業については改正後のパートタイム・有期雇用労働法の施行は21年4月1日から）。

「同一労働同一賃金」と聞くと、同じ仕事をする人と同じ賃金を支払うことを義務付ける制度のように思われますが、必ずしもそうではありません。この政策の狙いは、「正規」と「非正規」との間の不合理な格差を埋めることにより、非正規労働者のモチベーションを高め、生産性を向上させることにあります。同じ業務を行っていても、待遇に差を設けることが不合理でなければ、同一労働同一賃金に反しないと考えられています。

例えば、会社の業務への貢献に応じて賞与が支給されている会社で、同じ貢献をしているのに、契約社員であることをだけを理由に賞与が支給されないのは不合理だと言えるでしょう。しかし、正社員にだけ業績目標が課されており、目標の達成度に応じて賞与が支給されるという制度であれば、目標を課されていない契約社員に賞与が支給されないとしても、必ずしも不合理な格差だとは言えません。

このように、賞与の支給に差があったとしても、それが違法といえるかどうかは一概に判断できないのです。

待遇は、原則として雇用主と労働者の交渉によって決定されます。自身の待遇に不満を感じているのであれば、まずは会社がどのような事業を展開し、どのような人材を求めているのか、しっかりと会社と話し合い、理解することが大事だと思います。会社側も、法規制に対応するだけでなく、上記の政策目標に沿って、非正規労働者のキャリア設計に配慮した魅力的な人事制度を用意することが求められていると思います。

神戸新聞 2019年12月18日掲載 執筆者：平田尚久弁護士



（左から）藤原唯人広報副委員長、河野事務局長、藤岡代表理事、武部由香里広報委員、井上篤広報委員長

って違いがあります。経産省の資料によると、中小企業には4つの類型があり、世界に展開しているグローバル型、製造業や流通業などのサプライチェーン型、地元の様々な資源を活用する地域資源型、建設業や小売、教育・福祉サービスなどの生活インフラ型があります。経営者としては、経営課題も変わってくるので、自社がどの類型でビジネスしているか意識することが大切です。イーエスプランニングは神戸の土地を駐車場として活用する地域資源型のビジネスです。弁護士事務所は生活インフラ型になりますか？

▶いわゆる「町弁」は生活インフラ型ですけど、大企業の法務やM&Aを専門となるとまた違いますね。同友会にも弁護士会員がいますけど、こういった印象をお持ちですか？

事務局 兵庫県中小企業家同友会では、現在、弁護士さんは35名、2319名のうち1.5%が弁護士事務所です。全国的な傾向として、弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士など、士業の先生が増えていますね。会員同士は同じ経営者、仲間と思っているので「先生、事務所運営ちゃんとしてますか？」とお互いの経営の話をしたり、一緒に会を運営したりしています。

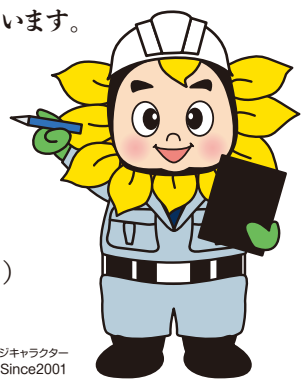
▶弁護士は経営者でありながら、経営のことをほとんど勉強をせずに事務所を運営しているので、学びの場になると思いますね。会員の方から弁護士に期待することはありますか？

藤岡 現状では、通常活動の中でたまたま隣同士に座って仲良くなって法律相談をしているという状況です。せつかく法律の専門家がいるのに、もったいないなと思っています。著作権とか消費者保護法とか、法的な知識を持っていないと会社を守れないことがどんどん増えています。対策を間違えたら会社が潰れるリスクが年々高まってきているのです。みんな専門家に聞きたいと思っているはず。でも、兵庫県中小企業家同友会は従業員4名以下の会社が4割、20名までが8割弱。売上も1億円までが半数で、顧問弁護士を依頼できるレベルではありません。相談できる弁護士を持っている会社とそうでない会社はずいぶん違う。そこは同友会が窓口になって法律相談をできればいいと思います。最初は無料で、その後の対応は有料にするとか考えたいですね。

事務局 事業継承の課題もありますし。そうすると弁護士や税理士の協力も必要です。県の事業承継・引継センターとも連携して、新年度に向けて企画をすすめています。

▶セミナーなども連携して一緒にできればいいですね。今日はとても勉強になりました。ありがとうございました。

（インタビュー日 2024年2月27日）



兵庫県弁護士会イメージキャラクター ヒマリオン Since2001

藤岡 兵庫県は阪神・淡路大震災で当時の会員の1/3が壊滅的な被害を受け、その後に復興景気はありましたが、貸し渋り、貸し剥がしなど全国の中小企業が大きな影響を受けました。地元の銀行が潰れるなど兵庫経済が相当痛んでいた中で、会員の模範となるべき理事の会社が倒産するなど、会の運営にも大きな影響があり1995～2005年にかけては低迷しました。このなかで当時の役員は、いきなりよい会社をめざすのではなく、その前にまずはどのような状況下でも黒字が当たり前の普通の会社になろう、そこから、利益体質の強い会社をつくらう、その次によい会社を目指そう、と会社づくりにも段階があることを体験から学びました。震災後10年間の低迷時期を経て「しっかりした強い会社をつくり、そしてよい会社を目指していこう」「役員はそれを率先して実践していこう」と同友会の目的を再確認して、今もその理念を引き継いでいます。ですので、兵庫県中小企業家同友会は企業づくりに重きを置いています。そして、震災当時の会員数は全国で9番目でしたが、今は4番目になっています。この間の会員数の増加や、活動参加率の向上など、いろんな指標で活性化していて「兵庫県は元気」と言われています。

▶なるほど、兵庫県が元気と言われるのは嬉しいですね。

事務局 全国どこでも地域経済の主体は中小企業です。兵庫県の場合、中小企業白書によると99%が中小企業で、経済、雇用、納税、インフラを支えています。兵庫県中小企業家同友会はコロナ禍でも毎年100名近くの会員、特に30代40代の若い経営者が増えています。コロナ禍当初の活動できなかった半年間に、学びあう機会、情報交換する機会をいかに作っていくか、現場の意見を聞きながら検討しました。その後、半年間はハイブリッドでしたが、1年後にはリアルな対面での活動を再開しました。兵庫県中小企業家同友会では「売上も情報も社外にしかない」と発信していて、それが経営者の皆さんに支持されていると思います。



河野事務局長

藤岡 情報をどのように取るかは経営センスですね。震災の時もそうでしたが、コロナ禍のような未曾有の事態になると、情報に飢える。特に経営の生き残りに直結する補助金などの情報は事務局にあるのです。会員が増えたのは、そういう側面もあるでしょうね。

▶経営者が社外に目を向けると、同じ職種の人とも異業種とも交流できることが刺激になるということですね。

藤岡 一番ありがたいのは「よい会社をつくらう」という経営者が集まっていること。同友会に入会した時は創業したばかりで売上がゼロだったのが、20年経たないうちに200億円になった企業もあります。その企業の経営者は「経営のことは同友会で学んだ」と言ってくれています。他にも大きく成長して売上100億円企業が十数社あります。彼らの真ん中にあるのが経営指針書と呼ばれる経営計画書で、そこにある経営理念がしっかりしている。そういう経営者が増えて頼もしいです。

▶ご自身の会社も含めて、よい会社をつくるという目的を実践するには何が大切ですか？

藤岡 ひと口に中小企業といっても規模、それぞれの領域によ

Topics 女性の再婚禁止期間が廃止



本年4月1日に改正民法が施行され、女性は離婚後100日間、再婚できないという再婚禁止期間が廃止されました。そのため、女性も離婚後すぐに再婚できるようになりました。

そもそも再婚禁止期間は、生まれてきた子の法律上の父親は誰かを定める嫡出推定規定と一体のものでした。すなわち、改正前の嫡出推定規定では、女性が離婚後100日以内に再婚した場合、生まれてくる子の法律上の父親を一人に決められなかったため、再婚禁止期間を定める必要がありました。しかし、従前から再婚禁止期間は憲法上の問題が指摘されていたほか、嫡出推定規定も、生まれてきた子の父親を前婚の夫と扱われることを避けるべく出生の届出をしない事例が相次ぎ、無戸籍者問題の一因と指摘されていました。

今回の改正では、これら指摘を踏まえて嫡出推定規定を見直し、「母の再婚後に生まれた子の父は、再婚後の夫とする」とし、再婚禁止期間がなくても、生まれてくる子の法律上の父親を一人に決められるようになりました。これに伴い、再婚禁止期間はその役目を終え、廃止に至りました。

生まれてきた子の法律上の父親が誰かという問題は、子の将来に大きく影響を与える問題です。詳しくはお近くの弁護士までお気軽にご相談ください。

YouTube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| | プチ法律解説シリーズ⑭ 下請けいじめだ！と思ったら 立場の弱い中小企業・個人事業主を守る下請法とは？ | | | プチ法律解説シリーズ⑯ 借金で首が回らなくなった時に 自己破産の3つの誤解 | |
| | プチ法律解説シリーズ⑮ 守る！自社の営業秘密 守られるために必要な基礎知識と実践方法を解説 | | | プチ法律解説シリーズ⑰ お金がなくても大丈夫!! 国選弁護士はあなたの味方です | |

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会

訴えられたとき

裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式X (旧Twitter)

Himarion_Hyogo

兵庫県弁護士会の活動や法律の小ネタ情報をお届けしています
フォローしてくださいね！

法律相談したい

総合法律センター

神戸 078-341-1717
西播磨 079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233

中小企業相談

売掛金の回収や事業承継など中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター
0570-001-240